

基本計画編



第1章 本計画の概要

1. 本計画策定の目的

本市では、平成 18 年3月に「富士市情報化計画」、平成 23 年3月に「第二次富士市情報化計画」を策定し、地域及び市の情報化を推進してきました。

「第二次富士市情報化計画」を策定した6年前と比べて、情報化を取り巻く環境は大きく変わっています。スマートデバイス*が普及し、SNS*が発達したことにより、多様な情報発信が可能になりました。また、クラウド*の大容量化、通信速度の向上により、ワークスタイルの変化をはじめ、時間や場所にとらわれない様々な活動が可能となっています。さらに、マイナンバー*カードを活用した新たな行政サービスの展開も期待されています。

ICT(情報通信技術)の進展は、行政サービスの向上や情報発信の強化などに寄与するものです。今後、人口が減少していく中で、市民へは行政サービスを楽しむ「顧客」として満足度の高いサービスを提供し、外部へは本市の魅力を発信することで、みんなで支えあい、にぎわうまちづくりを推進していくことはとても重要です。

一方、国の動向をみると、最新の国の IT 戦略である「世界最先端 IT 国家創造宣言」では、重点項目として「1 国・地方の IT 化・業務改革(BPR*)の推進」「2 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備」「3 超少子高齢社会における諸課題の解決」が掲げられており、本市においても、行財政の効率化、オープンデータ*などのデータ活用の検討、少子高齢化対策といった分野で ICT の活用を進めていく必要があります。

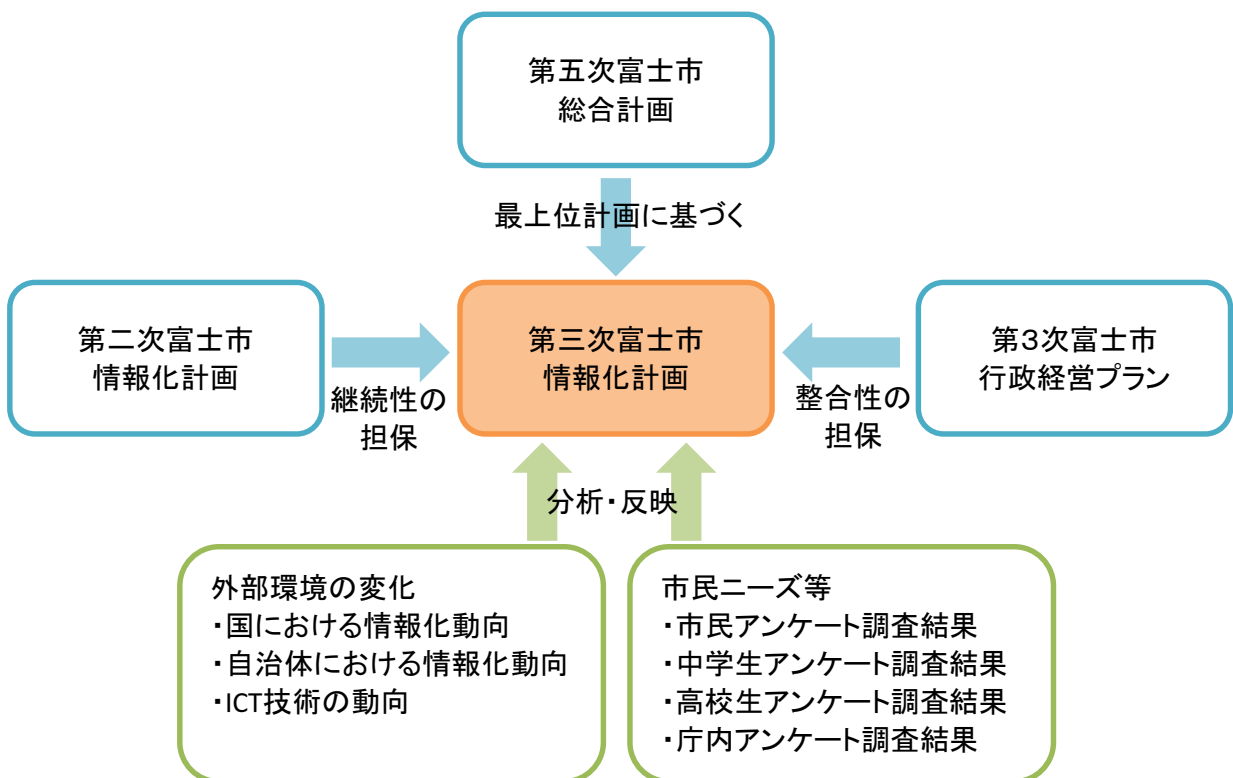
そこで、本市ではこれらの外部環境の変化に柔軟に対応することを目的に、上位計画である「第五次富士市総合計画」との整合性を図りながら、平成 32 年度までを推進期間とした「第三次富士市情報化計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第五次富士市総合計画」(平成 23 年度から平成 32 年度)に基づき、本市の行政経営全般にわたり変革を進める計画である「第3次富士市行政経営プラン」(平成 28 年度から平成 32 年度)との整合性を図りながら、各計画で示された目標の実現に向け、情報化の視点から施策の方向性及び具体的な事業の推進に取り組んでいくものです。

なお、本計画では、「第二次富士市情報化計画」における施策・事業について達成状況を評価することで継続性を担保しつつ、外部環境変化や市民ニーズなどを考慮し新たな施策・事業も含めて策定しています。

図表 1-1 本計画の位置づけと策定概要



3. 本計画の推進期間

本計画の推進期間については、「第五次富士市総合計画」の後期基本計画、「第3次富士市行政経営プラン」の計画期間に合わせ、平成29年度から平成32年度までの4年を計画の推進期間とします。

また、本計画の推進期間において、社会環境や市民ニーズの変化、市の財政状況を鑑み、必要に応じて見直しを実施します。

図表 1-2 本計画の推進期間

～ 平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第五次富士市総合計画 前期基本計画	第五次富士市総合計画後期基本計画				
第2次富士市 行政経営プラン	第3次富士市行政経営プラン				
第二次富士市情報化計画	第三次富士市情報化計画				

4. 本計画の構成

本計画は、情報化に向けての方針や方向性などを示すための基本計画編と、事業ごとの具体的な目標やスケジュールなどを示すための実施計画編の2部構成とします。基本計画編では、情報化の動向や市民ニーズ、これまでの取組などを基に、情報化の基本理念と基本方針、施策の方向性を定めています。

実施計画編では、基本計画編で定めた施策の方向性に関わるすべての事業を掲載しており、より詳細な事業内容を明記しています。